



事業者の責務と 法令違反による処分について

富山市上下水道局
給排水サービス課

事業者・工事店の責務

【指定給水装置工事事業者】

(富山市指定給水装置工事
事業者規程)

・水道法等法令、条例、規程を**遵守**
(第2条)

(富山市水道事業給水条例)

・工事をしようとする者は、**あらかじめ、
申込み(申込書を提出)**、承認を受けな
ければならない。

(第9条)

【排水設備指定工事店】

(富山市下水道条例施行規程)

・国の法令、条例、規程を**遵守**
(第12条)

(富山市下水道条例)

・新設等を行おうとする者は、**あらかじ
め、申請書を提出**し、確認を受けなけ
ればならない。

(第4条)

事業者・工事店の処分

【指定給水装置工事事業者】

(富山市指定給水装置工事
事業者規程)

・**指定の取消し**、また、1年を超えない期間を定めて**指定の効力の停止**とする。

(第3条の2)

【排水設備指定工事店】

(富山市下水道条例施行規程)

・1年を超えない範囲内において、**指定を停止**し、または**取り消す**。

(第15条)

着手前に提出を要する申請書が出されていない。



無届工事

◆**指定の停止** または **指定の取消し**◆

処分基準の明確化

【処分の明確化と内容】

近年、無届工事等により、お客様へ多大なるご迷惑(料金請求等)が頻発。



悪しき違反に対し、処分内容をこれまで以上に、「明確化」「指導徹底」



処分基準を策定 (H29.11～)

- ① 富山市指定給水装置工事事業者違反処理要綱(処分基準)
- ② 富山市下水道排水設備指定工事店違反処理要綱(処分基準)



より一層、是正指導を徹底し、違反件数「ゼロ」を目指す。



処分内容と法令遵守の徹底・お願い

【処分内容】

(給水装置工事の申込がなされず工事実施)

(排水設備工事の申請がなされず工事実施)

無届工事による条項違反 …… 指定の取消し又は指定停止6月以下
etc.

【遵守事項】

- ① 法令等を遵守し、誠実かつ遅滞なく、業務にあたること。
- ② 着工前に必ず、申込書・申請書を提出すること。
- ③ 勝手な判断はせず、事前に相談・書類作成等適宜行うこと。